○農林水産省告示第千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町日足字宮ノ前二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市高田字大野二六三七から二六三九まで、二六四〇の一、二六四〇の二、二六六三の五、字添山二七三六の七、二七三六の九から二七三六の一まで、二八五三、字戸矢倉三〇九九、三一〇七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字漆坊二三五五の一・字内ノ沢二三五六の一・二三八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町阿多岐字折坂一一五八の七五、一一五八の一〇六、大和町大間見字夕用三六五の三、字寺ケ野一〇九三、一〇九四の一の一、字轆轤師一六八一、字大杉八四の四、白鳥町中西字外別一〇八五の四〇から一〇八五の四五まで、一〇八五の五七から一〇八五の六三まで、白鳥町二日町字寺谷下一五七六の四、一五七六の二一から一五七六の二八まで、一五七六の三〇から一五七六の三四まで、一五七六の四三、一五七六の四六から一五七六の四九八から一五七六の五〇二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町小野字青山六三一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県新発田市大槻字山田三四七一の二、字狐屋敷四〇八四、字大沢四二三五から四二三七まで、四二三九の一、四二三八の二、四二三九の二、字作山二四〇、四二四一、字縦新道四二四二、四二四三、字横新道四二四四、四二四五（次の図に示す部分に限る。）、字萬府四二四六から四二四八まで、字狢久保四二四九から四二五一まで、四二五四、四二五五、字大平四二五七、字臼ヶ森四二五八、四二九九、四三五五、四三五六、四三五七の一、四三五七の二、字馬越四二八三の一、四二八五の一、四二八六から四二八九まで、四二九〇の一、四二九一の一、四二九二の一、四二九三の一、四二九四の一、四二九五の一、四二九六の一、四三六五から四三六〇まで、四三六一から四三六三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三六四、四三六五の一、四三六五の二、四三六六の一、四三六六の二、四三六七の一、四三六七の二、四三六八の一から四三六八の三まで、四三六九の一、四三六九の二、四三七〇の一、字長坂四三〇〇、四三〇一、四三九、四三四〇の一、四三四〇の二、四三四一の一から四三四一の三まで、四三四二、字真虫山四三〇二・四三〇三・字濃清水四三〇四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三〇五、四三〇六、四三〇九、字蜂山四三〇七、四三〇八、字苧畑四三一〇の一、四三一〇の二（次の図に示す部分に限る。）、四三一三の一、四三一三の二、四三一四、四三一五、字大石四三一一の一、四三一一の二、四三一二、字弥五惣山四三一六から四三一八まで、字六把谷内四三一九、四三二〇、字鮒居沢四三二一の一、四三二一の二、四三二二の一、四三二二の二、四三二三、四三二四、四三二五、字雨池四三二六から四三二九まで、字池ノ平四三三〇、四三三一の一、四三三一の二、四三三二の一から四三三二の五まで、四三三三の一、四三三三の二、字小松平四三三四の一、四三三四の二、字小松平四三三五から四三三八まで、四三四三の一、字西落四三四四の二、四三四五の一、四三四五の二、四三四六から四三四八まで、四三四九の二、字西山四三五〇、四三五一の一、四三五一の二、四三五二、四三五三の一、四三五三の二、四三五四、字梨木平四三七二の一から四三七二の三まで、四三七三から四三七六まで、四三七七（次の図に示す部分に限る。）、四三七九、四三八〇、四三八二から四三八六まで、字差沢四三九四